

## 東大和市と株式会社エコスとの地域活性化包括連携協定書

東大和市（以下「甲」という。）及び株式会社エコス（以下「乙」という。）は、相互の連携を強化し、東大和市内における地域の一層の活性化等に資するため、以下のとおり地域活性化包括連携協定（以下「本協定」という。）を締結する。

### （目的）

第1条 本協定は、甲及び乙が、緊密な相互連携と協働による活動を推進することにより、東大和市のより一層の地域の活性化及び市民サービスの向上を図ることを目的とする。

### （連携事項）

第2条 甲及び乙は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項について連携し、及び協力する。

- （1）産業振興及び観光振興に関すること。
- （2）食育及び健康づくりの推進に関すること。
- （3）環境対策に関すること。
- （4）地域や暮らしの安全及び安心に関すること。
- （5）子育て支援及び青少年の育成に関すること。
- （6）高齢者支援に関すること。
- （7）障害者支援に関すること。
- （8）災害対策に関すること。
- （9）その他地域の活性化及び市民サービスの向上に関すること。

### （守秘義務）

第3条 甲及び乙は、本協定に基づく連携に当たり、知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。ただし、事前に本協定上の当事者間で書面による承諾を得た場合は、この限りではない。

2 前項に定める義務は、本協定終了後も存続するものとする。

### （本協定の変更及び解除）

第4条 甲及び乙のいずれかから、本協定の内容の変更又は本協定の解除を申し出たときは、その都度協議の上、本協定の変更又は解除を行うものとする。

### （有効期間及び更新）

第5条 本協定の有効期間は、本協定締結の日から令和4年3月31日までとする。ただし、本協定の有効期間が満了する日の1か月前までに甲又は乙から特段の申し出がないときは、本協定の有効期間を1年間更新するものとし、その後も同様とする。

### （個別協議）

第6条 第2条に掲げる事項に係る連携及び協力の具体的内容は、甲及び乙で協議の上、必要に応じて別に定めるものとする。

### （その他）

第7条 本協定に定めのない事項及び本協定に定める事項に関し疑義等が生じた場合は、甲及び乙で協議の上、決定するものとする。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲及び乙は、それぞれ署名及び捺印の上、各自その1通を保有するものとする。

令和3年7月30日

甲 東京都東大和市中心3丁目930番地  
東大和市  
東大和市長 尾崎 保夫

乙 東京都昭島市中神町1160-1  
株式会社エコス  
代表取締役社長 平 邦雄